

定時株主総会 第64期 招集ご通知

開催日時 2025年12月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム
(大阪証券取引所ビル3階) A・B・C室

議決権行使期限

2025年12月24日（水曜日）午後5時

目次

第64期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件	
第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
第8号議案 会計監査人選任の件	
事業報告	21
連絡計算書類	37
計算書類	47
監査報告書	56

YUKA 大阪油化工業株式会社

証券コード：4124

証券コード 4124
2025年12月10日

株主各位

(本店) 大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号

(本社) 大阪府枚方市新町一丁目12番1号

関医アネックス第2ビル7階

大阪油化工業株式会社

代表取締役 堀田哲平

社長

第64期定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.osaka-yuka.co.jp/ir/news/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「2025年9月期定期株主総会招集通知及び株主総会資料」よりご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大阪油化工業」又は「コード」に当社証券コード「4124」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述の「議決権行使についてのご案内」に従い、2025年12月24日（水曜日）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 舟

記

1. 日 時
2. 場 所

2025年12月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル3階）A・B・C室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第64期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

第7号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第8号議案

会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前（2025年12月22日）までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

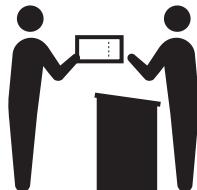
◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

◎株主の皆様へ定期株主総会後にご郵送いたしておりました株主通信は、第63期（2024年9月期）より廃止いたしました。また、決議ご通知につきましても同様にご郵送を取り止め、当社ウェブサイト（<https://www.osaka-yuka.co.jp/ir/news/>）での掲載のみといたしました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年12月25日（木曜日）午前10時  
【受付開始：午前9時30分】

### 事前に議決権を行使される場合

#### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年12月24日（水曜日）午後5時00分 まで

#### インターネットによる議決権行使



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2025年12月24日（水曜日）午後5時00分 まで

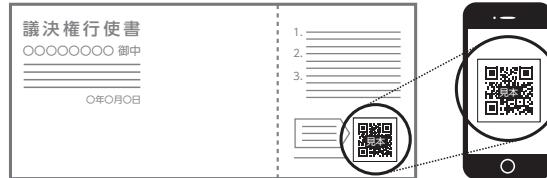
- インターネットによる方法と議決権行使書面と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。
- インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。

# インターネットによる議決権行使について

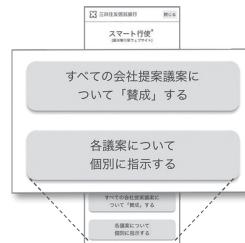
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

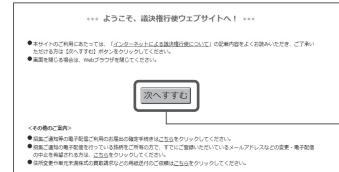
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

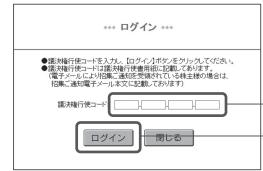
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net> ウェブ行使

### 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

### 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

### 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力  
実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定して下さい。

「登録」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金36円00銭 総額37,570,932円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年12月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取り締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものです。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、規定の変更を行うもので

(3) 上記の変更に伴い、条数の変更等を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

本定款変更は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条</p> <p>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. <u>会計監査人</u></li></ul> <p>第5条 (条文省略)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条</p> <p>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</li><li>3. <u>会計監査人</u></li></ul> <p>第5条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)<br/><u>(自己の株式の取得) 第7条</u><br/>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> | <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)<br/>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>                                                                                                          | <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数) 第19条<br/>当会社の取締役は、<u>8名</u>以内とする。</p> <p>(新設)</p>                                                                      | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数) 第18条<br/>当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p>(選任方法) 第19条<br/>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)<br/>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条<br/>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</p> |
| <p>2 (条文省略)<br/>3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| 現行定款                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (代表取締役及び役付取締役) 第22条<br>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br><br>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。                                                 | (代表取締役及び役付取締役) 第21条<br>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。<br>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。                                                                                |
| 第23条（条文省略）<br>(取締役会の招集通知) 第24条<br>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br><br>(新設) | 第22条（現行どおり）<br>(取締役会の招集通知) 第23条<br>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。                                                                                                   |
| 第25条（条文省略）<br>(取締役会の議事録) 第26条<br>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。                                                   | (重要な業務執行の決定の委任) 第24条<br>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。                                                                                                                                     |
| 第27条（条文省略）<br>(報酬等) 第28条<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。                                                                                        | 第25条（現行どおり）<br>(取締役会の議事録) 第26条<br>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。<br>第27条（現行どおり）<br>(報酬等) 第28条<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して定めるものとする。 |
| 第29条（条文省略）                                                                                                                                                                | 第29条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                           |

| 現行定款                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br/> <u>第30条～第37条</u><br/>           (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>           (削除)<br/> <u>(常勤の監査等委員) 第30条</u><br/> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u><br/> <u>(監査等委員会の招集通知) 第31条</u><br/> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u><br/> <u>(監査等委員会の議事録) 第32条</u><br/> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u><br/> <u>(監査等委員会規程) 第33条</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> |
| 第38条～第39条 (条文省略)                                                                                          | 第34条～第35条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計算</p> <p>第40条 (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(剩余金の配当) 第41条<br/>当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当をすることができる。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>第42条 (条文省略)</p> | <p>第7章 計算</p> <p>第36条 (現行どおり)<br/>(剩余金の配当等の決定機関) 第37条<br/>当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剩余金の配当の基準日) 第38条<br/>当会社は、毎年9月30日を剩余金の期末配当の基準日と定める。</p> <p>2 当会社は、毎年3月31日を中間配当の基準日と定める。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|
| 1     | ほった てっぺい<br>堀田 哲平<br>(1979年8月11日生) | 2003年10月 マスミユーチュアル生命保険株式会社<br>(現ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社) 入社<br>2006年1月 当社専務取締役就任（2012年9月退任）<br>2013年4月 当社専務取締役就任<br>2014年10月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>2019年10月 ユカエンジニアリング株式会社代表取締役社長就任（現任）<br>2021年1月 株式会社カイコー代表取締役社長就任<br>2022年12月 株式会社カイコー取締役会長就任<br>2024年11月 株式会社カイコー代表取締役社長就任<br>(重要な兼職の状況)<br>ユカエンジニアリング株式会社代表取締役社長 |  | 238,000株    |

**【取締役候補者とした理由】**

堀田哲平氏は、専務取締役を経て、2014年10月から代表取締役社長を務め、また、取締役会の議長として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督など取締役会の機能強化に努めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しており、これまで取締役としての職務を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

| 候補者番号                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                               |                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2                                                                                                                                         | のむら なおき<br>野村 直樹<br>(1975年7月5日生)    | 2001年3月<br>2004年4月<br>2014年10月<br>2015年10月<br>2019年10月<br>2021年1月<br>2022年12月<br>2024年11月<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ユカエンジニアリング株式会社取締役 | 当社入社<br>当社製造課課長<br>当社副工場長<br>当社取締役製造部長兼工場長就任<br>ユカエンジニアリング株式会社取締役就任（現任）<br>株式会社カイコー取締役就任<br>当社専務取締役製造部長兼工場長（現任）<br>株式会社カイコー取締役就任<br>ユカエンジニアリング株式会社取締役                                       | 28,700株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b>                                                                                                                      |                                     |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                             |             |
| 野村直樹氏は、製造部門の責任者を経て、現在、専務取締役として製造部長兼工場長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しております、これまで取締役としての職務を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。 |                                     |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                             |             |
| 3                                                                                                                                         | とむら よしひろ<br>戸村 吉裕<br>(1959年12月12日生) | 1983年4月<br>2010年6月<br>2012年10月<br>2013年6月<br>2017年4月<br>2021年2月<br>2022年12月<br>2024年11月                                          | 日本油脂株式会社（現日油株式会社）入社<br>同社大阪支社化成品営業部長兼<br>PBユニットマネージャー<br>同社大阪支社化成品営業部長兼<br>福岡支店化成品営業部グループリーダー<br>シンコーケミカル・ターミナル株式会社入社 営業部長<br>同社品質環境部長<br>当社入社 技術営業部長<br>当社取締役技術営業部長就任（現任）<br>株式会社カイコー取締役就任 | 2,764株      |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b>                                                                                                                      |                                     |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                             |             |
| 戸村吉裕氏は、営業部門の責任者を経て、現在、取締役として技術営業部長を務めております。当社における豊富な業務経験と実績及び当社グループの経営全般の知見を有しております、これまで取締役としての職務を十分に果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。     |                                     |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                             |             |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|--------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4<br>※ | ほんだ よしひと<br>本田 佳人<br>(1979年9月4日生) | <p>2006年5月 株式会社H・O・C管理本部長<br/>     2008年4月 株式会社ネクストジョイ管理本部長<br/>     2012年4月 株式会社パイオン（現株式会社ジェイ・コミュニケーション）管理本部総務部長<br/>     2013年4月 同社管理本部総務・財務経理部長<br/>     2015年4月 同社管理本部長<br/>     2016年4月 株式会社アイフラッグ管理本部長<br/>     2023年4月 Cornerstone Investments, US Inc CEO（現任）<br/>     2024年2月 エルアール株式会社代表取締役就任（現任）<br/>     2025年6月 株式会社平賀社外取締役就任（現任）<br/>     2025年10月 株主会社スノーボールキャピタル代表取締役就任（現任）<br/>     （重要な兼職の状況）<br/>     Cornerstone Investments, US Inc CEO<br/>     エルアール株式会社代表取締役<br/>     株式会社スノーボールキャピタル代表取締役<br/>     株式会社平賀社外取締役   </p> | －株          |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

本田佳人氏は、企業経営のほか、事業会社における管理部門及び投資部門を中心とした豊富な経験、高度な識見を有しております。これらの経験と実績に基づき、公正中立の立場から経営や業務執行に対する助言・監督を適切に遂行できると判断して社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 本田佳人氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 当社は本田佳人氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。  
 5. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して補償するものであります。当該契約の保険料は、全ての被保険者について、全額当社が負担しております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                       |  | 所有する当社の株式の数 |
|--------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|
| 1<br>※ | かながわ ただし<br>金川 正<br>(1956年6月25日生) | 1980年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行<br>1999年4月 株式会社りそな銀行 御堂筋支店副支店長<br>2002年6月 株式会社DACS 取締役就任<br>2003年12月 株式会社りそな銀行 梅田支店営業第三部長<br>2008年7月 同行 内部監査部上席監査員<br>2016年7月 同行 内部監査部上席マスター監査員<br>2024年6月 株式会社DACS 監査役就任 |  | 一株          |

### 【監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割】

金川正氏は、事業会社における役員経験のほか、金融機関における内部監査を中心とした豊富な経験、高度な見識を有しております。これらの経験と実績に基づき、公正中立の立場から経営や業務執行に対する助言・監督を適切に遂行できると判断して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

|        |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |    |
|--------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----|
| 2<br>※ | はしもり まさき<br>橋森 正樹<br>(1976年7月23日生) | 2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）<br>2002年10月 北浜法律事務所（現北浜法律事務所・外国法共同事業）入所<br>2008年12月 税理士登録（近畿税理士会東支部）<br>2009年1月 橋森・幡野法律会計事務所開設（現任）<br>2016年6月 株式会社大宣システムサービス社外取締役就任<br>2016年12月 当社社外取締役就任（現任）<br>2021年9月 税理士法人橋森パートナーズ社員（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>橋森・幡野法律会計事務所代表<br>税理士法人橋森パートナーズ社員 |  | 一株 |
|--------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----|

### 【監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割】

橋森正樹氏は、弁護士としての専門的知見と法曹界における豊富な経験、高度な識見を有しております。当社におきましては、2016年12月の社外取締役就任後、公正中立の立場から経営や業務執行に対する助言・監督を行っているほか、当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、その職務を適切に遂行できると判断して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

なお、橋森正樹氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって9年となります。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                        |                                                                                                     |  | 所有する当社の株式の数 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|
|        | なかつじ ようじ<br>中辻 洋司<br>(1951年6月26日生)                                                                                                                                                                                                                                  | 1990年4月<br>2004年4月<br>2016年4月<br>2020年12月                                 | 大阪大学工学部助教授<br>大阪工業大学工学部教授<br>大阪工業大学特任教授<br>当社監査役就任（現任）                                              |  | 一株          |
| 3<br>※ | 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br>中辻洋司氏は、大学教授としての化学分野に関する豊富な経験、高度な知見を有しております。当社におきましては、2020年12月の社外監査役就任後、当社の経営の意思決定及び業務執行についての審議等に際し、有益で率直な意見・提言を行い、当社の発展に貢献していることから、その職務を適切に遂行できると判断して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。<br>なお、中辻洋司氏の当社社外監査役在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。 |                                                                           |                                                                                                     |  |             |
| 4<br>※ | みやうち けいこ<br>宮宇地 景子<br>(1979年3月29日生)                                                                                                                                                                                                                                 | 2001年4月<br>2008年12月<br>2012年10月<br>2019年4月<br>（重要な兼職の状況）<br>宮宇地公認会計士事務所代表 | 株式会社インテック入社<br>あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所<br>公認会計士登録（日本公認会計士協会）<br>宮宇地公認会計士事務所開設（現任）<br>宮宇地公認会計士事務所代表 |  | 一株          |
|        | 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br>宮宇地景子氏は、公認会計士としての専門的知識と企業会計における豊富な経験、高度な識見を有しております。これらの経験と実績に基づき、公正中立の立場から経営や業務執行に対する助言・監督を適切に遂行できると判断して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。                                                                                             |                                                                           |                                                                                                     |  |             |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 金川正氏、橋森正樹氏、中辻洋司氏及び宮宇地景子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は金川正氏、橋森正樹氏、中辻洋司氏及び宮宇地景子氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は金川正氏、橋森正樹氏、中辻洋司氏及び宮宇地景子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して補償するものであります。当該契約の保険料は、全ての被保険者について、全額当社が負担しております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2017年12月21日開催の第56期定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内、ただし使用人兼務分は含まない。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬等の額に代えて、当社の事業規模及び役員報酬の支給水準等を総合的に勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内、ただし使用人兼務分は含まない。）とさせていただきたく存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の内容の概要につきましては、事業報告「4（5）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている個所を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする変更を行う予定としており、実質的な変更はございません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

## **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20,000千円以内とさせていただきたく存じます。

本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模及び役員報酬の支給水準等を総合的に勘案し決定したものであり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

## **第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬は、2018年12月20日開催の第57期定時株主総会において、年額30,000千円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであり、2018年12月20日開催の第57期定時株主総会においてご承認をいただきました内容から実質的な変更はございません。

本議案に基づき、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ありますが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、3年間から30年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに海南監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が海南監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制を有していること及び当社の経営状況や事業規模に適した監査及び監査費用であること等を総合的に勘案し、適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年9月30日現在)

|     |                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称  | 海南監査法人                                                                                                       |
| 事業所 | 主たる事務所 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号<br>新宿グリーンタワービル20階<br>その他の事務所 大阪事務所                                                  |
| 沿革  | 1985年5月 海南監査法人設立<br>2023年7月 大阪事務所設置                                                                          |
| 概要  | 資本金 43百万円<br>構成人員 代表社員・社員 15名<br>公認会計士 130名<br>公認会計士試験合格者等 1名<br>その他 2名<br>専門職・事務員 3名<br>合計 151名<br>関与社数 78社 |

以上

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、監査等委員である取締役を含む各取締役の構成、並びに各人の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

| 氏名     | 専門性・経験 |            |       |       |                       |
|--------|--------|------------|-------|-------|-----------------------|
|        | 経営     | 営業・マーケティング | 製造・技術 | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス・リスクマネジメント |
| 堀田 哲平  | ●      | ●          |       |       | ●                     |
| 野村 直樹  | ●      |            | ●     |       |                       |
| 戸村 吉裕  | ●      | ●          |       |       |                       |
| 本田 佳人  | ●      |            |       | ●     |                       |
| 金川 正   | ●      |            |       |       | ●                     |
| 橋森 正樹  | ●      |            |       |       | ●                     |
| 中辻 洋司  |        |            | ●     |       |                       |
| 宮宇地 景子 |        |            |       | ●     |                       |

(注) 上記は取締役（候補者を含む）の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

# 事 業 報 告

(2024年10月1日から)  
2025年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復を続けております。しかしながら、国際情勢の不安定さが増しており、原材料・エネルギーコストの高止まりによる物価高や地政学リスクの拡大等により、先行きに対する不透明感は払しょくされておりません。なお、当社グループを取り巻く事業環境においては、半導体・電子材料向けの市況に持ち直しの動きが見られるものの、化学業界全体としては、設備集約や不採算事業からの撤退等の事業構造改革が進んでおります。

受託蒸留事業では、一部の主要顧客との取引縮小による影響は依然として残るもの、半導体・電子材料向けの需要は緩やかに好転しております。また、プラント事業では、展示会への出展や広報活動等を通じた自社オリジナル装置の拡販が奏功し、引き合い件数は増加しているものの、案件自体が長期化する傾向にあります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、1,178,074千円（前連結会計年度比19.3%増）となりました。利益面におきましては、大幅な増収に伴い、営業利益は139,087千円（前連結会計年度比642.1%増）、経常利益は138,703千円（前連結会計年度比615.4%増）、また、不成立に終わった株式会社ダイセキによる当社株式に対する公開買付けに伴う関連費用114,113千円を特別損失として計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は32,110千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益62千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、各セグメントの売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおりません。

#### (受託蒸留事業)

受託蒸留事業におきましては、半導体・電子材料向けの需要が好調に推移したほか、資源・エネルギー関連の蒸留案件も増加いたしました。その結果、受託蒸留事業の売上高は1,098,992千円（前連結会計年度比25.7%増）、セグメント利益は467,471千円（前連結会計年度比54.1%増）となりました。

### (プラント事業)

プラント事業におきましては、引き合いは好調ながら、案件の長期化による影響で多くの案件が次期に繰り越した影響により、当期はメンテナンス・消耗品販売を中心になりました。その結果、プラント事業の売上高は79,081千円（前連結会計年度比29.8%減）、セグメント損失は48,488千円（前連結会計年度はセグメント損失36,374千円）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度は、受託蒸留事業に係る設備を中心に総額68,639千円の設備投資を実施いたしました。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、更なる持続的な成長を目指して、2026年9月期以降、以下を重要な課題と認識し、取り組んでまいります。

#### ① 人材の育成

当社グループは、実績に裏付けられた高度な技術力及び研究開発力により、蒸留サービスを提供しております。他社で対応不可能な案件を請け負う等、品質の高いサービスを提供し続け、顧客から安定した信頼を獲得していると自負しております。

このような競争力の源泉となっているのは、ひとえに人材であります。そして、顧客ニーズが多様化あるいは高度化していく中において、人材の重要性はますます高まるばかりであります。そのため、当社では、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、専門性を高める技術研修や安全指導、勤務環境の整備等、積極的な投資を行っております。

#### ② 受託蒸留事業の堅実な成長

当社グループは、創業から70年以上の歴史を有しており、「研究開発支援」、「受託加工」といった既存サービスについては一定の収益基盤を確立しておりますが、持続的な成長を見据えて収益基盤の更なる強化を目指しております。

そのため、設備新設による生産能力増強及び他の精製技術の周辺サービスへの展開により、幅広い顧客ニーズへの対応を強化するとともに、顧客との積極的なコミュニケーションを図る等のきめ細やかで柔軟な顧客対応により、顧客満足度を向上させることで取引先数及び受託件数の拡大に取り組んでまいります。

### ③ プラント事業の実績積上げ

当社グループは、持続的な成長を図るために、収益源を多様化する必要があると考えており、既存サービスに続く新たな事業の開拓に積極的に取り組んでおり、「プラント事業」をさらに成長させてまいります。

受託蒸留事業での豊富な実績や知見等を活かし、顧客に提供するプラントの最適な条件設定等の技術支援や生産体制の構築支援を行ってまいります。一気通貫によるサービスの提供が可能であるため、受託蒸留事業で培った技術やノウハウの相互活用をスムーズに行うことができ、柔軟な対応が可能あります。専門紙への広告掲載や展示会等への積極的な出展、会社ホームページの充実等により「プラント事業」の認知度向上に努め、取引の拡大に注力してまいります。

また、納入後のメンテナンス体制も充実させることで、継続的な収益基盤の構築につなげてまいります。

「プラント事業」を強化することにより、「受託蒸留事業」から「プラント事業」まで包括的にソリューションの提案を行うことができ、より一層の顧客満足度の向上につながるものと考えております。

### ④ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値の継続的な向上のため、事業の成長や業容の拡大に合わせた経営管理体制の強化が重要であると認識しております。

これまでと同様に、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力するとともに、権限委譲を進めることで意思決定の迅速化及び経営の監督機能強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                                  | 第61期<br>2022年9月期 | 第62期<br>2023年9月期 | 第63期<br>2024年9月期 | 第64期<br>(当連結会計年度)<br>2025年9月期 |
|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                             | 1,180,143        | 1,235,059        | 987,178          | 1,178,074                     |
| 経常利益(千円)                            | 140,001          | 110,934          | 19,388           | 138,703                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 88,229           | △8,671           | 62               | △32,110                       |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)           | 83.24            | △8.38            | 0.06             | △30.77                        |
| 総資産(千円)                             | 2,058,564        | 1,890,856        | 1,929,525        | 1,855,922                     |
| 純資産(千円)                             | 1,813,786        | 1,738,647        | 1,716,077        | 1,647,266                     |
| 1株当たり純資産額(円)                        | 1,707.91         | 1,679.54         | 1,643.60         | 1,578.39                      |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金      | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|----------|-------|---------|
| ユカエンジニアリング株式会社 | 10,000千円 | 100%  | プラント事業  |
| 株式会社カイコー       | 5,000千円  | 100%  | プラント事業  |

- ③ 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。

- ④ その他  
大阪油化工業グループにおいて、ユカエンジニアリング株式会社及び株式会社カイコーはプラント事業を行っておりますが、両社の経営資源を集中し、プラント事業における体制を見直して構造改革を推進するため、2025年10月1日付でユカエンジニアリング株式会社を存続会社とし、株式会社カイコーを消滅会社とする吸収合併を行いました。

## (7) 主要な事業内容

当社は、化学物質のわずかな蒸発温度の差を利用して混合物から目的とする物質を分離・精製する精密蒸留を主な事業として行っております。

精密蒸留の技術は、古くは石油からガソリンを精製すること等から発達したもので、現在では医薬・農薬・電子材料等の分野や航空・宇宙産業における材料の精製にも活用されており、当社の加工技術も電子材料、医薬品、化粧品、自動車等の顧客の最終製品の一部や顧客の研究開発分野において、使用されております。

当社は過去から素材加工の一環として行われていた「蒸留」を専業で請け負っており、機能性化学品（注）等の製造過程で材料の化学物質から不純物を取り除き純度を高める精密蒸留精製において、顧客の最終製品の価値向上に貢献しております。

当社グループにおけるセグメントの内容は以下のとおりであります。

**受託蒸留事業**：創業以来培ってきた技術と経験を基に、対象となる原料を当社の蒸留装置にて精製し、安定した製品を提供するとともに、原料の選定、最適な蒸留方法、収集したデータの活用方法等、総合的な提案を行っております。

**プラント事業**：蒸留装置とろ過装置を取り扱っており、蒸留装置に関しては、当社独自の技術と経験を活かし、当社設備での試験データに基づき、様々な形で設計・販売し、実際の運転を行う際の技術支援、生産体制を確立するための最適条件についての総合的な提案を行っております。ろ過装置に関しては、様々な工場排水の処理及び造水設備の設計、製造、建設の後の保守まで一貫して行っております。

（注）機能性化学品とは、化学メーカー等が研究開発により培った技術力を基に、顧客の最終製品の用途や機能性等に応じて生み出された新たな化学品を総称しております。

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

| 名称    | 所在地                                   |
|-------|---------------------------------------|
| 本社    | 大阪府枚方市新町一丁目12番1号<br>関医アネックス第2ビル7階     |
| 枚方工場  | 大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号                   |
| 東京営業所 | 東京都中央区新川一丁目3番21号<br>BIZ SMART茅場町306号室 |

② 子会社

| 名称             | 所在地                 |
|----------------|---------------------|
| ユカエンジニアリング株式会社 | 大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号 |
| 株式会社カイコー       | 埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目8番8号 |

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区分      | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------|-------------|
| 受託蒸留事業  | 33名  | 2名増         |
| プラント事業  | 11名  | 1名減         |
| 全社 (共通) | 8名   | 1名減         |
| 合計      | 52名  | 0名          |

(注) 従業員には臨時雇用は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 41名  | 1名増       | 40.7歳 | 10.4年  |

(注) 1. 従業員には臨時雇用は含まれておりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,856,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,073,500株
- (3) 株主数 2,175名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                    | 持株数       | 持株比率    |
|------------------------|-----------|---------|
| エルアール株式会社              | 357,400 株 | 34.25 % |
| 堀田哲平                   | 238,000 株 | 22.80 % |
| 森田成之                   | 53,600 株  | 5.14 %  |
| 野村直樹                   | 28,700 株  | 2.75 %  |
| 島田嘉人                   | 27,800 株  | 2.66 %  |
| 大阪油化工業社員持株会            | 16,365 株  | 1.57 %  |
| 富士谷洋三                  | 16,000 株  | 1.53 %  |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 15,500 株  | 1.49 %  |
| 恩田徹                    | 9,400 株   | 0.90 %  |
| 長瀬光俊                   | 7,800 株   | 0.75 %  |

(注) 持株比率は自己株式(29,863株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                   |
|----------|------|----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 堀田哲平 | ユカエンジニアリング株式会社代表取締役社長<br>株式会社カイコー代表取締役社長                       |
| 専務取締役    | 野村直樹 | 製造部長兼任工場長<br>ユカエンジニアリング株式会社取締役<br>株式会社カイコー取締役                  |
| 取締役      | 戸村吉裕 | 技術営業部長<br>株式会社カイコー取締役                                          |
| 取締役      | 橋森正樹 | 橋森・幡野法律会計事務所代表<br>税理士法人橋森パートナーズ社員                              |
| 取締役      | 今庄啓二 | J OHN A N株式会社社外取締役<br>株式会社内田洋行社外取締役<br>株式会社エンビプロ・ホールディングス社外取締役 |
| 常勤監査役    | 塩谷広志 | ユカエンジニアリング株式会社監査役<br>株式会社カイコー監査役                               |
| 監査役      | 田積彰男 | —                                                              |
| 監査役      | 中辻洋司 | —                                                              |

- (注) 1. 取締役 橋森正樹氏及び取締役 今庄啓二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役 塩谷広志氏及び監査役 田積彰男氏並びに監査役 中辻洋司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役 橋森正樹氏、取締役 今庄啓二氏、監査役 塩谷広志氏、監査役 田積彰男氏、監査役 中辻洋司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。  
4. 監査役 塩谷広志氏は、長年にわたり経理業務に携っており、財務及び経理に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 取締役 島田嘉人氏は、2024年12月19日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）、監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。この定めに基づき、取締役 橋森正樹氏、取締役 今庄啓二氏、監査役 塩谷広志氏、監査役 田積彰男氏、監査役 中辻洋司氏と責任限定契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して補償するものであります。当該契約の保険料は、全ての被保険者について、全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由を設定しております。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、指名報酬委員会が上記方針に基づき取締役の個人別の報酬等に関する事項について審議し、その内容を取締役会に答申の上取締役会で決議しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬を含む体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額30百万円を上限に割り当てる。

具体的な割当株式数の算定及び支給時期については、取締役会で決定するものとする。

#### 二. 金銭報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数等を考慮して決定するものとする。

#### ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議とし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。また、株式報酬についても、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定する。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|--------------|-----------------------|
|                  |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等       |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 79,608<br>(7,200)  | 75,900<br>(7,200)  | —<br>(—) | 3,708<br>(—) | 6<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,600<br>(9,600)   | 9,600<br>(9,600)   | —<br>(—) | —<br>(—)     | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 89,208<br>(16,800) | 85,500<br>(16,800) | —<br>(—) | 3,708<br>(—) | 9<br>(5)              |

- (注) 1. 2017年12月21日開催の第56期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内。ただし、使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2018年12月20日開催の第57期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬の額として、年額30,000千円以内（社外取締役は支給対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）であります。
2. 2017年12月21日開催の第56期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。
3. 2024年12月19日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬を含めております。
4. 上記の非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役は付与対象外）3名に対する当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額です。
5. 当事業年度の取締役個人別の報酬額について、基本報酬の額の評価配分は、指名報酬委員会の答申内容を踏まえ、取締役会決議を経て決定しており、株式報酬についても、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定しており、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に沿ったものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役 橋森正樹氏は、橋森・幡野法律会計事務所の代表及び税理士法人橋森パートナーズの社員を兼職しております。当社と橋森・幡野法律会計事務所及び税理士法人橋森パートナーズとの間には重要な取引及び特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役 今庄啓二氏は、J OHN AN株式会社、株式会社内田洋行及び株式会社エンビプロ・ホールディングスの社外取締役を兼任しております。当社とJ OHN AN株式会社、株式会社内田洋行及び株式会社エンビプロ・ホールディングスとの間には重要な取引及び特別な関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係について  
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 地位        | 主な活動状況及び期待される役割に関する職務の概要                                                                                       |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 橋森 正樹 | 取 締 役     | 当事業年度中に開催された取締役会には、19回中19回出席いたしました。弁護士としての専門的知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。併せて業務執行に関する監督を行っております。 |
| 今庄 啓二 | 取 締 役     | 当事業年度中に開催された取締役会には、19回中18回出席いたしました。経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。併せて業務執行に関する監督を行っております。 |
| 塩谷 広志 | 常 勤 監 査 役 | 当事業年度中に開催された取締役会には、19回中19回、また、監査役会には、15回中15回出席いたしました。経理業務関連の知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し、必要な発言を適宜行っております。       |
| 田積 彰男 | 監 査 役     | 当事業年度中に開催された取締役会には、19回中16回、また、監査役会には、15回中12回出席いたしました。化学プラントに関する知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。     |
| 中辻 洋司 | 監 査 役     | 当事業年度中に開催された取締役会には、19回中19回、また、監査役会には、15回中15回出席いたしました。大学教授としての知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。       |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33,800千円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33,800千円

(注) 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、報酬等の額にはこれらを合算して記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (7) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
  - ロ. 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
  - ハ. コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに対する意識の向上に努める。
  - 二. 内部監査担当者は、常勤監査役と連携を取り、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長並びに監査役及び監査役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づき、それぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 「リスク管理規程」を定め、必要に応じてリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 原則として毎月1回開催の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
    - また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用者を置く。なお、使用者の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用者の取締役からの独立性を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
イ. 「グループ管理規程」を定め、子会社が業務執行の状況を当社に報告することとしております。  
ロ. 子会社における経営上の重要事項については、「グループ管理規程」に基づき、当社の事前承認を要することとしております。
- ⑦ 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用者は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会又は監査役に報告しなければならない。また、監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制  
イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。  
ロ. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会の他、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、隨時提供する。  
ハ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制  
当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備する。

⑩ 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- イ. 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。
- ロ. 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
  - a. 反社会的勢力対応部署の設置
  - b. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
  - c. 外部専門機関との連携体制の確立
  - d. 反社会的勢力対応マニュアルの制定
  - e. 暴力団排除条項の導入
  - f. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

- ① 主要な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が出席しております。また、取締役会の他、監査役会を15回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当者並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、各部門の業務執行の監査を実施いたしました。

**(3) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目           | 金 額       |
|-------------------|------------|---------------|-----------|
| (資産の部)            |            | (負債の部)        |           |
| 流 動 資 産           | 1,103,935  | 流 動 負 債       | 201,543   |
| 現 金 及 び 預 金       | 872,761    | 買 掛 金         | 3,922     |
| 受取手形、売掛金及び契約資産    | 97,074     | 未 払 金         | 66,093    |
| 電 子 記 録 債 権       | 23,026     | 未 払 費 用       | 38,516    |
| 商 品 及 び 製 品       | 30,038     | 未 払 法 人 税 等   | 16,170    |
| 仕 掛 品             | 26,637     | 未 払 消 費 税 等   | 27,894    |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品   | 34,441     | 前 受 金         | 5,250     |
| 前 払 費 用           | 12,325     | 預 り 金         | 20,294    |
| そ の 他             | 7,629      | 賞 与 引 当 金     | 23,108    |
|                   |            | そ の 他         | 293       |
| 固 定 資 産           | 751,986    | 固 定 負 債       | 7,112     |
| 有 形 固 定 資 産       | 728,713    | 資 産 除 去 債 務   | 7,112     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 616,141    |               |           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 189,447    |               |           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 2,239,757  |               |           |
| 土 地               | 157,071    |               |           |
| 建 設 仮 勘 定         | 1,577      | 負 債 合 計       | 208,656   |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △2,475,282 | (純 資 産 の 部)   |           |
| 無 形 固 定 資 産       | 1,149      | 株 主 資 本       | 1,647,266 |
| ソ フ ト ウ イ ア       | 1,011      | 資 本 金         | 346,497   |
| そ の 他             | 138        | 資 本 剰 余 金     | 313,447   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 22,124     | 利 益 剰 余 金     | 1,031,060 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 9,065      | 自 己 株 式       | △43,739   |
| そ の 他             | 13,058     | 純 資 産 合 計     | 1,647,266 |
| 資 産 合 計           | 1,855,922  | 負 債 純 資 産 合 計 | 1,855,922 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                               | 金 額       |
|-----------------------------------|-----------|
| 売 上 高                             | 1,178,074 |
| 売 上 原 価                           | 607,209   |
| 売 上 総 利 益                         | 570,864   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費               | 431,776   |
| 営 業 利 益                           | 139,087   |
| 営 業 外 収 益                         |           |
| ス ク ラ ツ プ 売 却 収 入                 | 2,119     |
| 受 取 利 息                           | 4         |
| 固 定 資 産 売 却 益                     | 454       |
| 受 取 手 数 料                         | 6         |
| 確 定 投 出 年 金 返 還 金                 | 1,112     |
| そ の 他                             | 189       |
| 営 業 外 費 用                         | 3,886     |
| 固 定 資 産 除 却 損                     | 3,148     |
| 雜 損 失                             | 1,122     |
| 経 常 利 益                           | 4,271     |
| 特 別 損 失                           | 138,703   |
| 減 損 失                             |           |
| 公 開 買 付 関 連 費 用                   | 8,631     |
| 114,113                           | 122,745   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益             | 15,958    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税             | 23,612    |
| 法 人 税 等 調 整 額                     | 24,457    |
| 当 期 純 損 失 (△)                     | 48,069    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) | △32,110   |
|                                   | △32,110   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |           |         |           | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |           |
| 当 期 首 残 高               | 346,497 | 313,447 | 1,099,714 | △43,582 | 1,716,077 | 1,716,077 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |           |         |           |           |
| 剩 余 金 の 配 当             | —       | —       | △36,543   | —       | △36,543   | △36,543   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 | —       | —       | △32,110   | —       | △32,110   | △32,110   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | —       | —       | —         | △157    | △157      | △157      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —       | △68,654   | △157    | △68,811   | △68,811   |
| 当 期 末 残 高               | 346,497 | 313,447 | 1,031,060 | △43,739 | 1,647,266 | 1,647,266 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 ユカエンジニアリング株式会社

株式会社カイコー

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

①製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法

②未成工事支出金

個別法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～38年

機械装置 4～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③長期前払費用

均等償却しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①製品の販売

受託蒸留事業セグメントでは、創業以来培ってきた技術と経験を基に、対象となる原料を当社の蒸留装置にて精製してできた製品の販売及び関連サービスの提供を行っております。

このような製品の販売等については、顧客に製品を引き渡した時点で顧客との契約において合意した対価を収益として認識しております。なお、製品の販売等のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する原材料等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

②工事契約

プラント事業セグメントでは、蒸留装置とろ過装置を取り扱っており、蒸留装置に関しては、当社独自の技術と経験を活かし、当社設備での試験データに基づき、様々な形で設計・販売し、実際の運転を行う際の技術支援、生産体制を確立するための最適条件についての総合的な提案を行っております。ろ過装置に関しては、様々な工場排水の処理及び造水設備の設計、製造、建設の後の保守まで一貫して行っております。

このような役務の提供については、顧客との間で請負契約を締結しており、顧客と合意した対価を収益として認識しております。長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事請負の収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。一方、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
 ①退職給付に係る会計処理の方法  
 確定拠出年金制度を導入しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 9,065千円 |

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異等に対して、将来の事業計画に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。見積りの主要な仮定は将来の売上高及び売上原価の見込みを含む課税所得の予測であり、過去の実績や現在の状況を踏まえた将来の事業計画等を元に見積もっております。

なお、繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

#### (1) 減損損失を認識した資産

| セグメント及び場所        | 用途    | 種類     | 減損損失    |
|------------------|-------|--------|---------|
| プラント事業（埼玉県さいたま市） | 事業用資産 | 機械装置   | 7,870千円 |
|                  |       | ソフトウェア | 470千円   |
|                  |       | その他    | 291千円   |

当社グループは、主に製品・サービスの特性に基づき、グルーピングを行っております。

## (2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産については、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することといたしました。

## (3) 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産から得られる将来キャッシュフローが見込めないことから、使用価値を零として評価しております。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

|               | 当連結会計年度期首<br>(株) | 増加<br>(株) | 減少<br>(株) | 当連結会計年度末<br>(株) |
|---------------|------------------|-----------|-----------|-----------------|
| 発行済株式<br>普通株式 | 1,073,500        | —         | —         | 1,073,500       |

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年12月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 36,543         | 35.00           | 2024年9月30日 | 2024年12月20日 |
| 計                     | —     | 36,543         | 35.00           | —          | —           |

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年12月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 37,570千円

② 1株当たり配当額 36円00銭

③ 基準日 2025年9月30日

④ 効力発生日 2025年12月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である「売掛金」及び「電子記録債権」は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である「買掛金」及び「未払金」は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

調達金利の実施状況を経営陣に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似することから注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解情報

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |        |           |
|---------------|-----------|--------|-----------|
|               | 受託蒸留事業    | プラント事業 | 合計        |
| 売上高           |           |        |           |
| 受託加工          | 776,618   | —      | 776,618   |
| 研究開発支援        | 322,374   | —      | 322,374   |
| プラントサービス      | —         | 79,081 | 79,081    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,098,992 | 79,081 | 1,178,074 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権及び債務の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

|                      | 当連結会計年度   |
|----------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 187,157千円 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 120,100千円 |
| 契約負債 (期首残高)          | — 千円      |
| 契約負債 (期末残高)          | 5,250 千円  |

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に計上しています。

契約負債は、主にプラント事業セグメントにおいて、一時点で履行義務が充足し、当該時点にて収益を認識する顧客との請負契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**1 株当たり情報に関する注記**

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,578円39銭 |
| 1 株当たり当期純損失 | 30円77銭    |

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|------------|-----------------|-----------|
| (資産の部)            |            |                 |           |
| 流 動 資 産           | 1,091,967  | 流 動 負 債         | 174,618   |
| 現 金 及 び 預 金       | 868,203    | 買 掛 金           | 2,127     |
| 売 掛 金             | 92,475     | 未 払 金           | 59,238    |
| 商 品 及 び 製 品       | 30,038     | 未 払 費 用         | 28,119    |
| 仕 掛 品             | 14,229     | 未 払 法 人 税 等     | 16,030    |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品   | 19,959     | 未 払 消 費 税 等     | 26,162    |
| 前 払 費 用           | 11,104     | 預 り 金           | 16,362    |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 130,000    | 賞 与 引 当 金       | 18,824    |
| そ の 他             | 5,956      | そ の 他           | 7,752     |
| 貸 倒 引 当 金         | △80,000    |                 |           |
| 固 定 資 産           | 737,536    | 固 定 負 債         | 7,112     |
| 有 形 固 定 資 産       | 716,071    | 資 産 除 去 債 務     | 7,112     |
| 建 物               | 360,607    |                 |           |
| 建 物 附 属 設 備 物     | 194,940    | 負 債 合 計         | 181,730   |
| 構 築 物             | 60,593     |                 |           |
| 機 械 及 び 装 置       | 2,207,188  | (純 資 産 の 部)     |           |
| 車両 運 搬 具          | 7,151      | 株 主 資 本         | 1,647,773 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 188,067    | 資 本 本 金         | 346,497   |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △2,459,872 | 資 本 剰 余 金       | 313,447   |
| 土 地               | 157,071    | 資 本 準 備 金       | 313,039   |
| 建 設 仮 勘 定         | 323        | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 408       |
| 無 形 固 定 資 産       | 815        | 利 益 剰 余 金       | 1,031,567 |
| ソ フ ト ウ イ ア       | 677        | 利 益 準 備 金       | 13,048    |
| そ の 他             | 138        | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,018,519 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 20,649     | 別 途 積 立 金       | 255,000   |
| 長 期 前 払 費 用       | 2,416      | 緑 越 利 益 剰 余 金   | 763,519   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 8,589      | 自 己 株 式         | △43,739   |
| そ の 他             | 9,643      | 純 資 産 合 計       | 1,647,773 |
| 資 産 合 計           | 1,829,504  | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,829,504 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 1,098,992 |
| 売 上 原 価               | 532,875   |
| 売 上 総 利 益             | 566,117   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 392,487   |
| 営 業 利 益               | 173,629   |
| 當 業 外 収 益             |           |
| ス ク ラ ツ プ 売 却 収 入     | 2,119     |
| 受 取 利 息               | 1,153     |
| 経 営 指 導 料             | 3,600     |
| 受 取 家 賃               | 3,268     |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 454       |
| そ の 他                 | 915       |
| 當 業 外 費 用             | 11,512    |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 3,148     |
| 雜 損 失                 | 1,122     |
| 経 常 利 益               | 4,271     |
| 特 別 損 失               |           |
| 公 開 買 付 関 連 費 用       | 180,870   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 114,113   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 66,757    |
| 当 期 純 利 益             | 23,489    |
|                       | 24,254    |
|                       | 47,743    |
|                       | 19,013    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

| 資本金           | 株 主 資 本 |              |             |         |          |             |         |
|---------------|---------|--------------|-------------|---------|----------|-------------|---------|
|               | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金   |          |             |         |
|               | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金 | 繰越利益<br>剰余金 |         |
| 当 期 首 残 高     | 346,497 | 313,039      | 408         | 313,447 | 13,048   | 255,000     | 781,049 |
| 当 期 变 動 額     |         |              |             |         |          |             |         |
| 剩 余 金 の 配 当   | —       | —            | —           | —       | —        | —           | △36,543 |
| 当 期 純 利 益     | —       | —            | —           | —       | —        | —           | 19,013  |
| 自 己 株 式 の 取 得 | —       | —            | —           | —       | —        | —           | —       |
| 当 期 变 動 額 合 計 | —       | —            | —           | —       | —        | —           | △17,529 |
| 当 期 末 残 高     | 346,497 | 313,039      | 408         | 313,447 | 13,048   | 255,000     | 763,519 |

|               | 株 主 資 本     |         |            | 純資産<br>合計 |  |
|---------------|-------------|---------|------------|-----------|--|
|               | 利益剰余金       | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |           |  |
|               | 利益剰余金<br>合計 |         |            |           |  |
| 当 期 首 残 高     | 1,049,097   | △43,582 | 1,665,461  | 1,665,461 |  |
| 当 期 变 動 額     |             |         |            |           |  |
| 剩 余 金 の 配 当   | △36,543     | —       | △36,543    | △36,543   |  |
| 当 期 純 利 益     | 19,013      | —       | 19,013     | 19,013    |  |
| 自 己 株 式 の 取 得 | —           | △157    | △157       | △157      |  |
| 当 期 变 動 額 合 計 | △17,529     | △157    | △17,687    | △17,687   |  |
| 当 期 末 残 高     | 1,031,567   | △43,739 | 1,647,773  | 1,647,773 |  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
製品・仕掛品・原材料・貯蔵品  
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算出）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 7～38年 |
| 機械装置 | 4～8年  |

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は5年であります。

##### (3) 長期前払費用

均等償却しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

##### (2) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込金額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ①製品の販売

受託蒸留事業セグメントでは、創業以来培ってきた技術と経験を基に、対象となる原料を当社の蒸留装置にて精製してできた製品の販売及び関連サービスの提供を行っております。

このような製品の販売等については、顧客に製品を引き渡した時点で顧客との契約において合意した対価を収益として認識しております。なお、製品の販売等のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する原材料等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を導入しております。

#### 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

#### 会計上の見積りに関する注記

##### 1. 関係会社に対する貸付金の評価

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|               | 当事業年度     |
|---------------|-----------|
| 関係会社に対する貸付金残高 | 130,000千円 |
| 対応する貸倒引当金計上額  | 80,000千円  |

###### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、関係会社の運転資金において株主資本ではなく、グループ会社間での貸付で資金調達を行っており、一部の関係会社において債務超過が生じています。

関係会社に対する貸付金は、個別に回収可能性を検討しております。当該貸付金の回収可能性の検討にあたっては、同社の財政状態、事業計画に基づき評価を行っており、主要な仮定は事業計画における売上高及び売上原価の見込みであります。

なお、当該見積について、同社の事業計画に変更があった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 繰延税金資産

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度   |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 8,589千円 |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異等に対して、将来の事業計画に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。見積りの主要な仮定は将来の売上高及び売上原価の見込みを含む課税所得の予測であり、過去の実績や現在の状況を踏まえた将来の事業計画等を元に見積もっております。

なお、当該見積について、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権 131,256千円

短期金銭債務 7,459千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高

売上原価 75,169千円

営業取引以外の取引による取引高 8,020千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      | 当事業年度期首<br>(株) | 増加<br>(株) | 減少<br>(株) | 当事業年度末<br>(株) |
|------|----------------|-----------|-----------|---------------|
| 自己株式 |                |           |           |               |
| 普通株式 | 29,406         | 457       | —         | 29,863        |

(注) 自己株式数の増加は、譲渡制限付株式の譲渡制限解除に伴う一部株式の無償取得及び単元未満株式の買取りによるものです。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|          |            |
|----------|------------|
| 子会社株式評価損 | 42,709 千円  |
| 株式報酬費用   | 18,449 千円  |
| 棚卸資産     | 7,851 千円   |
| 賞与引当金    | 6,717 千円   |
| 貸倒引当金    | 25,216 千円  |
| 未払事業税    | 1,717 千円   |
| その他      | 2,694 千円   |
| 繰延税金資産小計 | 105,353 千円 |
| 評価性引当額   | △94,969 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 10,384 千円  |
| 繰延税金負債   |            |
| 資産除去債務   | 1,795 千円   |
| 繰延税金負債合計 | 1,795 千円   |
| 繰延税金資産純額 | 8,589 千円   |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関係会社等

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                     | 取引の内容                                                                                                          | 取引金額(千円)                                                | 科目                                                          | 期末残高(千円)                                     |
|-----|----------------|-------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 子会社 | ユカエンジニアリング株式会社 | (所有)直接 100.0      | 業務委託<br>経営指導<br>資金援助<br>役員の兼任 | 業務委託料<br>(注) 1<br>機械保全設備<br>(注) 1<br>経営指導料<br>(注) 1<br>工場倉庫家賃<br>(注) 1<br><br>資金の貸付<br>(注) 2<br>貸付金利息<br>(注) 2 | 72,000<br>2,881<br>1,200<br>3,000<br><br>220,000<br>407 | 関係会社未払金<br>関係会社立替金<br><br>関係会社未収入金<br>前受収益<br><br>関係会社短期貸付金 | 6,884<br>367<br><br>409<br>574<br><br>50,000 |
| 子会社 | 株式会社カイコー       | (所有)直接 100.0      | 経営指導<br>資金援助<br>役員の兼任         | 経営指導料<br>(注) 1<br>工場倉庫家賃<br>(注) 1<br><br>資金の貸付<br>(注) 2<br>貸付金利息<br>(注) 2                                      | 2,400<br>268<br><br>400,000<br>744                      | 関係会社未収入金<br>関係会社立替金<br><br>関係会社短期貸付金<br>貸倒引当金               | 220<br>258<br><br>80,000<br>80,000           |

- (注) 1. 双方協議の上、価格を決定しております。  
 2. 市場金利を勘案して利率を決定しております。

## **収益認識に関する注記**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載  
のとおりです。

## **1 株当たり情報に関する注記**

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,578円88銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 18円22銭    |

## **重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年12月2日

大阪油化工業株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岩井 達郎  
指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 静山 なつみ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪油化工業株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪油化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年12月2日

大阪油化工業株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩井 達郎

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 静山 なつみ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪油化工業株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月2日

大阪油化工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 塩谷 広志 印

監査役（社外監査役） 田積 彰男 印

監査役（社外監査役） 中辻 洋司 印

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号

北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル3階） A・B・C室



(お願い) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

## [交通のご案内]

- 地下鉄堺筋線・北浜駅 1B 出口より徒歩約 1 分（地下道直結）
- 京阪本線・北浜駅 27・28番出口より徒歩約 1 分（地下道直結）
- 京阪中之島線・なにわ橋駅 4番出口より徒歩約 4 分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅 2番出口より徒歩約 7 分